

社会福祉法人相楽福祉会 一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年4月1日 ～ 平成32年3月31日までの3年間

2. 内容

目標： 職員が子の看護休暇、介護休暇を取得しやすくするため、現在の半日単位での取得から時間単位での取得ができるよう整備する。

<対策>

- 平成29年 4月 ～ 職員の休暇取得の実態調査
- 平成29年 8月 ～ 子育て中や、介護が必要な親族のいる職員への聞き取り
- 平成30年 3月 ～ 理事会、評議員会での協議
- 平成30年 4月 ～ 就業規則の変更の実施。

目標： 職員の労働環境が悪化しないよう雇用の安定を図るため、学生等若年層に対する就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇い入れを行う

<対策>

- 平成29年 5月 ～ 受け入れ体制について検討開始
- 平成29年 6月 ～ 受け入れを行う事業所への説明及び体制作り
- 平成29年 8月 ～ 関係行政機関等との連携
- 平成29年10月 ～ 就業体験及びトライアル雇用の受け入れ開始

目標： 職員の資格取得を促進するため、労働時間や休みの取得を取りやすくし、労働者が介護福祉士や介護職員基礎研修等の資格を取得しやすい環境を整備する

<対策>

- 平成29年 5月 ～ 職員の資格取得状況の確認、資格取得への働きかけ
- 平成29年 6月 ～ 資格を取得する職員が所属する事業所において労働時間等の調整